

公安委員会 説明資料No. 1	七代目会津小鉄会、六代目共政会、 七代目合田一家及び四代目小桜一家 の指定の確認について	令和4年7月7日 刑 事 局
<p>1 概要</p> <p>令和4年5月30日に京都府、広島県、山口県及び鹿児島県の各公安委員会から、それぞれ次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書の提出を受けた。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。</p> <p>(1) 七代目会津小鉄会(主たる事務所:京都府、代表する者:金元^{きんげん}、構成員:約50人)</p> <p>(2) 六代目共政会(主たる事務所:広島県、代表する者:荒瀬進^{あらせすすむ}、構成員:約120人)</p> <p>(3) 七代目合田一家(主たる事務所:山口県、代表する者:金教煥^{きんきょうかん}、構成員:約40人)</p> <p>(4) 四代目小桜一家(主たる事務所:鹿児島県、代表する者:平岡喜榮^{ひらおかきえい}、構成員:約50人)</p> <p>2 指定の要件に該当すると認める理由</p> <p>(1) 実質目的要件(暴力団対策法第3条第1号)該当性</p> <p>各団体は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。</p> <p>○ 威力を利用した資金獲得活動の状況</p> <p>前回指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う恐喝等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令を受けている。</p> <p>(2) 犯罪経歴保有者要件(同条第2号)該当性</p> <p>各団体の全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。</p> <p>(3) 階層組織性要件(同条第3号)該当性</p> <p>各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、他の暴力団員に指示又は命令をすることができる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている一つの団体である。</p>		

公安委員会 説明資料NO. 2	法制審議会「刑事法(情報通信技術関係)部会」の設置について	令和4年7月7日 刑事局
<p>1 経緯</p> <ul style="list-style-type: none">○ 近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等を踏まえ、6月27日、法務大臣が法制審議会に対し諮問。○ 同日、法制審議会第195回会議において、同諮問を調査審議する「刑事法(情報通信技術関係)部会」を設置。 <p>2 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none">○ 諮問第122号 近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、左記の事項に関して刑事法の見直しをする必要があると思われるので、その法整備の在り方について、御意見を承りたい。 <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none">一 刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること。二 刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うこと。三 一及び二の実施を妨げる行為その他情報通信技術の進展等に伴って生じる事象に対処できるようにすること。 <p>3 部会委員等</p> <p>会長に一任の上、選定中。</p> <p>※ 警察からは刑事局長が委員として参加予定。</p> <p>4 今後の予定</p> <p>7月29日 「刑事法(情報通信技術関係)部会」第1回会議</p>		